

Client Alert

16 June 2025

タイ：商標法の重要最新情報（2025年）

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

1. タイ商標実務の最新トレンド

(1) 査定転覆率の増加

最近タイでは、商標出願・登録の実務において、顕著な変化が見られる。タイ知的財産局の審査官が出した査定が、審判や裁判などにより覆される事例が増えているのだ。タイの審査実務では、伝統的に商標の識別力の審査が極端に厳しかったり、商標の不使用の立証が極めて難しかったりと、他国の審査実務と大きな違いがあり、困惑する海外ブランドオーナーが多かった。しかし、タイ商標委員会によると、最近、商標識別力、類似性、不使用に関する問題で、より多くの査定（審査官の決定）が審判や裁判などによって覆される傾向があるようである（この傾向を示す裁判例を、以下にいくつか紹介する）。

(2) 形式審査の期間短縮

近時、タイ知的財産局の審査官が行う形式審査の時間が大きく短縮されている。具体的には、今まで形式審査に18か月程度かかっていたところを、審査期間が「8か月から長くても16か月程度」に短縮された。この審査期間の短縮は、商標審査実務のより効率的で迅速なアプローチを反映したものであり、出願人の商標選択・採用の幅を広げるといった恩恵をよりもたらすものと期待されている。

2. タイにおける近時の商標審判決

(1) 商標の不使用取消に関する事案

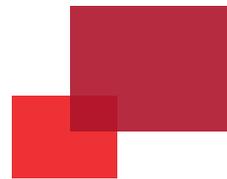
【事案の概要】

商標：

類似の先行登録商標が存在したが、市場にはその商標を付した製品がなかったため、不使用取消が請求された。先行商標権者は商標登録を維持していたが、タイ国内では登録商標を使用していなかったため、請求人は「不使用商標が請求人の事業を阻害している」と主張して、商標委員会及び裁判所に訴えた。その結果、控訴裁判所は、本件登録商標の不使用による取消しを認めた。

【コメント】

日本の専門家にとって、この判決は何の変哲もない、極めて合理的なものに感じられるかもしれない。しかし、タイの商標実務に鑑みると、本件判決は極めて稀なものであり、かつ非常に重要なものである。



一般的に、タイにおいて不使用を理由に先行登録商標を取り消すことは極めて難しい。なぜなら、商標不使用の立証責任が請求人側にあるため、「登録商標が使用されていないこと」を立証するのが困難なためである。また、形式的な使用の証拠が認められてしまうため、商標権者にとっては簡単に「登録商標の使用」を立証できてしまう。さらに、「不使用を余儀なくされた特別な事情」も、かなり簡単に認められる。従って、タイにおいて、「不使用を根拠とする商標登録の取消し」は非常に認められにくいと言われている。

このような状況において、本件においては、請求人が控訴裁判所に提訴し、そして徹底した市場調査を行うことにより「登録商標が使用されていないこと」を立証し、不使用取消を成功させた。本判決は、タイにおいても商標の不使用を理由に登録を取り消すことが可能である点、そしてどの程度の調査や証拠が必要であるかの一つの基準を示している点で重要であり、注目したい。

(2) 商標の識別力と商標の周知性に関する事案

商標： **VICTORIA'S SECRET**
PINK

【事案の概要】

本件商標は世界的に知られた周知商標である。しかし、タイ知的財産局の審査官は、自他商品役務識別力の欠如を理由に「PINK」の部分の権利不要求（disclaimer）を求めた。商標委員会も同様の判断をしたため、本件は IP&IT 裁判所（知的財産／国際取引裁判所）に上訴された。

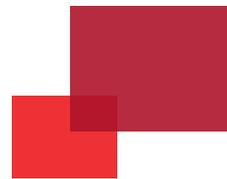
出願人は、本件商標の識別性と広範な使用を証明するために、世界中における本件商標の評判に関する大量の証拠を提出した。その結果、出願人の主張が認められ、本件商標は権利不要求（disclaimer）をせずに商標登録が認められることとなった。

【コメント】

タイにおいては、商標の識別力がかなり認められにくく、多くの商標が識別力の欠如を理由に拒絶され、また商標の一部について権利不要求が求められている。しかし、本件においては、知的財産／国際取引裁判所が「商標の周知・著名性」を柔軟に認め、「権利不要求を求めた知的財産局の判断」を覆した。

本件裁判例は、商標の識別力（及び獲得した識別力）をどのように判断するかについて、知的財産局と裁判所の間で顕著な違いが存在することを示している。

タイでは、日本企業の観点から不合理と思われるほどに厳しい審査によって、多くの商標登録出願が「識別力の欠如」を理由に拒絶されている。しかし、本判決が示す通り、裁判所で争えば、知的財産局の判断を覆し、商標登録を取得できる事案がいくつも存在している。タイにおける商標保護を考える上において、知的財産局と裁判所の判断手法等の相違を考慮したうえで、戦略を検討したい。



(3) 商標の記述性に関する事案

商標：

【事案の概要】

本件では、「VapoDrops（+図形）」商標の識別性について争われた事案である。

タイ知的財産局の商標審査官は、本件商標の識別性に疑問を呈し、「指定商品の直接的な説明的表現であるため、商標登録はできない」と指摘した。

本事案は最終的に IP&IT 裁判所（知的財産／国際取引裁判所）で判断されることとなり、同裁判所は「本件商標は直接的に商品の内容を記述するものではなく、その言葉は辞書に掲載されているような言葉でもないため、識別性があり登録可能である」との判決を下した。

【コメント】

本事案は、日本のブランドオーナー、知財専門家にとって、いくつかの点で非常に興味深い。

第一に、タイ知的財産局の審査における「商標の識別力」に関する取扱いが極めて厳しい点である。本件商標は、図形が含まれ、文字部分は全体として一つの造語を形成すると考えることができるため、日本や多くの国では「識別力」を有し、登録可能であろう。しかし、タイではこのような商標であっても審査の段階では「識別力の欠如」を理由に拒絶をされる可能性が十分にある。

第二に、知的財産局と裁判所では、商標の識別力に関して異なる判断が出される可能性が十分にあるという点である。「商標の識別力」について、どのステージまで争ったらよいか（訴訟を提起すべきか）、多くの企業が（訴訟費用や社内承認を得るハードルなどを理由に）その判断に苦慮している。しかし、本判決は、出願人は「タイ知的財産局と裁判所の判断手法の相違を十分に理解したうえで、戦略を考えるべき」であることを示唆している。

第三に、本件において最終的に出願人が勝訴した一因は、「十分な準備」と「よく考えられた法的主張」にあった。本件は、十分な準備と検討が事案の勝敗に大きな影響を及ぼすことを示す事例であろう。